

桜山中学校のきまり



○校内生活

1 登下校

- ・ 予定された欠席や遅刻，早退をする場合は，必ず保護者が文書（生活のしおり等）または電話等で学校に連絡します。突発的な場合は電話で連絡をします。
- ・ 登下校は交通安全に十分注意し，決められた通学路を寄り道せずに登下校します。
- ・ 自転車通学生は，必ずヘルメットをかぶり，ひもをしめ，自転車利用規定に従います。
- ・ 8時10分までに入室し，8時15分朝読書・自習開始とします。
- ・ 下校時刻は，部活動生が部活動終了時刻20分後とし，それ以外の生徒は16時45分とします。

2 授業

- ・ 「授業の心得5則」を守り，自分自身や周囲の人の成長を目標に努力します。

授業 の 心 得	① 始業2分前には態勢を ② 心をこめてあいさつを ③ 正しい姿勢で真剣に ④ 自ら進んで発表を ⑤ はっきりとした応答を
-------------------	---

○服装について

【男女共通】

- 1 ネームは必ず付ける。
- 2 靴下は白のソックス（ワンポイントまで可）とする。
靴下の長さはくるぶしより上5cm以上とする。スニーカーソックスは認めない。
- 3 靴は白色の運動靴とする。白以外の色が入る靴は不可とする。
アップシューズやハイカットシューズ等は認めない。
- 4 制服の下に着るものは白または肌色のものに限る。（ワンポイント可）
ただし，女子の冬服の下には黒または紺色も認める。
いずれの場合も制服の外に見えないように着用する。
- 5 手袋・マフラー・学校指定の防寒着は登下校の時のみ着用してよい。
ただし校舎内では着用せず，期間も守る。
- 6 学校指定の制服以外は認めない。



【男子服装】

- 1 シャツが出ないようにする。
- 2 腰パンをしない。
- 3 学生服のボタンは全部とめる。
- 4 ベルトは華美でない黒色のものとする。（穴の多く開いたものは不可）

【女子服装】

- 1 リボン・ネクタイをつける。
- 2 袖のボタンをとめる。
- 3 スカートの丈はひざが隠れる高さとする。
- 4 タイツは黒色のものを認める。（その場合，黒の靴下の着用を認める。）

【更衣】

- 1 冬服→夏服は5月下旬，夏服→冬服は11月上旬が原則。
- 2 上記が原則であるが，気候に応じて時期は検討し，連絡する。

○容儀について

- 1 爪は手のひらから見て、はみ出さない程度に切る。
- 2 まゆ毛をいじらない。
- 3 装飾品をつけない。
- 4 化粧品を使わない。
- 5 髪型・長さは学業の妨げにならないようにする。パーマをかけたり、整髪料を使ったりしない。染めることもしない。華美なヘアピンやゴムは使用しない。
男子…長さは眉毛・耳にかからないようにする。後頭部も襟にかからないようにする。
女子…肩にかかる場合はゴムでまとめるか、三つ編みにする。
長さは前髪が眉にかからない程度の長さにするか、ヘアピンでとめる。

※髪型や服装などで特別な対応が必要なときは、担任の先生に相談してください。

○持ち物について

- 1 不要物を持ち込まない。雨の日の昼休みに限り、囲碁、将棋、チェス、オセロ、トランプ、UNOで遊ぶことができる。
※ 不要物とは・・・貴重品、金品、携帯電話、化粧品類、まんが、雑誌、お菓子、うちわ、遊技物などの学業に関係のない物
- 2 カバンと補助バックは学校指定の物に限る。補助バックだけの登校は認めない。

○学校生活について

【学用品】

- 1 学用品は学校に置かない。ただし下記の物は保管場所を守り、置いてかまわない。

国語	国語辞書、のり、書道用具	音楽	Tomorrow ともしび、リコーダー
社会	地図帳、のり、教科書	美術	美術室にポスターカラー 教室に教科書、資料集、 スケッチブック
数学	ファイル、ワークの答え		
理科	ファイル、のり	保体	体育館に体育館シューズ、 帽子、ステップアップ、 教科書・ノート
英語	英語辞書、ファイル	技家	教科書、ノート、 ファイル、裁縫道具
道徳・学活・総合		各ファイル、道徳教科書、中学生活と進路	

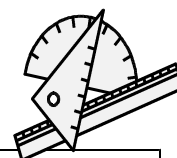
- 2 学用品には必ず記名する。
- 3 カバン棚には下にカバン、その上に補助バックをしまう。

【時間】

- 1 朝は8時10分までに登校し、8時15分からは朝会や朝読書に取り組む。
- 2 チャイム2分前に次の授業の準備をし、チャイム黙想をする。
- 3 下校時刻は16時45分とする。部活動生は部活終了時刻の20分後とする。

○その他について

- 1 8時10分から帰りの会終了までは、校外へ出ない。
- 2 部活動時間以外は部室を利用しない。私物も置かない。
- 3 自転車通学生は許可を受ける。安全タスキを着用し、ヘルメットをあごひもまで締める。部活動の際の自転車通学も同様である。



- 4 タオルを肩にかけたり，不必要にタオルを持ったりして歩かない。必要な場合はきちんとたたんで持つようにする。また儀式的行事の際はタオルは持ち込まない。
- 5 他の教室に入らない。
- 6 学習用具の貸し借りをしない。もし，紛失したり，忘れ物があった場合はすぐに先生に報告する。
- 7 給食当番はきちんと給食着，マスクをつけ，すみやかに配膳する。マスクは学校では捨てずに各自で持ち帰る。
- 8 体調不良で保健室を利用する場合（原則2時間）は次の授業の教科担任もしくは担任に連絡する。ただし緊急の場合は除く。養護教諭不在の場合は担任または職員室へ連絡する。

自分からあいさつのできる人と
相手にあいさつされてからする人とは
普段の心構えが違う

「自分から」を意識すると，
心が前向きな人になれる。

相手のことを，意識できる人だ。
積極的意識が，物事をプラスの方向へと導く。

あいさつ一つで
あなたの人生は積極人生にカワル！

出典「60秒言葉のセラピー」作者：黒田クロ



自転車通学利用規定

- (1) この規定は自他の生命の尊重，交通安全を図りながら行動する能力，安全についての地域社会活動に協力する態度を養うことを目的とする。
- (2) 本校自転車利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。
 - ① 交通法規，交通道德を常に守って運転する。
 - ② 自転車はきちんと整備され，清掃されたものを利用する。
- (3) 自転車通学許可区域は次の通りとする。
 - ① 原則として次の地域内の生徒は自転車通学を許可される。
上竹中，道野，金山，田布川，界守，木口屋，その他2km以上も含む。
 - ② 許可区域外の生徒でも，やむを得ず必要のある場合は，所定の様式により申請する。
- (4) 自転車通学学生は次の事をしっかり守る、
 - ① ヘルメット・安全タスキを必ず着用すること。
 - ② 学校では所定の場所にきちんと整理する事。
 - ③ 週1回清掃・整備の点検をすること。
 - ④ 自転車を他人に貸さないこと。
 - ⑤ 必ず自転車保険に加入していること。
 - ⑥ 通学に適する自転車を使用すること（カゴと荷台があるもの）
- (5) 自転車通学学生は前項までの事項を守って通学しなければならないが，規定を破った場合，次のような罰則が与えられる。
 - ① 並進，2人乗りなど交通法規の違反や，ヘルメット着用を守らなかった場合，1週間の自転車通学を停止する。
 - ② 車体の整備，清掃が著しく悪い場合，整備と清掃が完全になされてからさらに2日間自転車通学を停止する。
 - ③ 事故を起こした場合，不正のために使用した場合，その程度に応じてその都度，自転車通学を停止する。
 - ④ 禁止の処置は当人だけでなく，その違反に関係したと見られるものにも適応して指導していくものとする。

